

第 60 号議案

令和 6 年度

吉田町一般会計補正予算（第 6 号）



令和6年度吉田町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度吉田町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,558,426千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年12月2日提出

吉田町長 田村典彦

## 第1表 歳入歳出予算補正

( 歳入 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,575,698	62,412	1,638,110
	1 国庫負担金	830,681	61,312	891,993
	2 国庫補助金	737,397	1,100	738,497
15 県支出金		1,062,800	△13,555	1,049,245
	1 県負担金	412,052	△8,546	403,506
	2 県補助金	562,984	△5,009	557,975
18 繰入金		1,632,221	22,285	1,654,506
	2 基金繰入金	1,615,996	22,285	1,638,281
21 町債		587,565	21,300	608,865
	1 町債	587,565	21,300	608,865
歳 入 合 計		14,465,984	92,442	14,558,426

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,570,385	7,390	2,577,775
	2 徴税費	483,479	7,390	490,869
3 民生費		3,718,862	84,119	3,802,981
	1 社会福祉費	1,699,570	2,200	1,701,770
	2 児童福祉費	2,018,992	81,919	2,100,911
10 教育費		1,126,157	933	1,127,090
	5 保健体育費	239,514	933	240,447
歳 出 合 計		14,465,984	92,442	14,558,426

## 第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	西の宮雨水幹線整備事業費	32,400
合 計			32,400

## 第3表 地方債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自彊小学校復旧事業	千円 700	証書借入	6.0%以内	<p>政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。</p> <p>ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。</p>
さゆり保育園復旧事業	300	〃	<p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	

## 2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防潮堤整備事業	千円 5,800	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 9,600	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
吉田町内治水対策事業	199,700	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	216,200	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。